



農林水産統計

やまぐち

農林水産省
中国四国農政局
山口農政事務所

STATISTICS OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES

平成22年8月31日公表

平成22年産 水稻の生育状況（山口県） （8月15日現在）

— 低温、日照不足等により生育は「やや不良」 —

【調査結果の概要】

山口県における平成22年産水稻の8月15日現在の生育状況は、「やや不良」です。

作柄表示地帯別の生育状況

作柄表示 地帯別	出 穂 期			8月15日現在 出穂済 面積割合 %	生育の 良 否 (平年比較)	草丈の 長 短	茎数の 多 少
	始 期	最盛期	最盛期の 遅 速 (平年比較)				
東 部	7. 27	8. 13	1日早い	55	やや不良	やや長い	少ない
西 部	7. 30	8. 9	4日早い	65	やや不良	平年並み	やや少ない
長 北	7. 30	8. 4	2日早い	84	やや不良	やや長い	少ない
県平均	7. 30	8. 9	3日早い	66	やや不良	平年並み	やや少ない

注：1 生育状況は、8月15日現在で調査したものであり、調査日以降の気象等の推移により変動し得るものです。
2 出穂期の始期は、出穂済面積割合が5%、最盛期は同50%にそれぞれ達した期日です。
3 生育の良否は、調査日現在の稲体の生育状況を調査したものであり、作柄を予想しているものではありません。

【解 説】

1 生育の良否

田植期は平年並みでした。

5月中・下旬の低温・寡照により、活着の不良や生育の遅れがみられ、分けつが抑制されました。

また、6月下旬から7月中旬にかけての日照不足により、分けつが抑制されました。

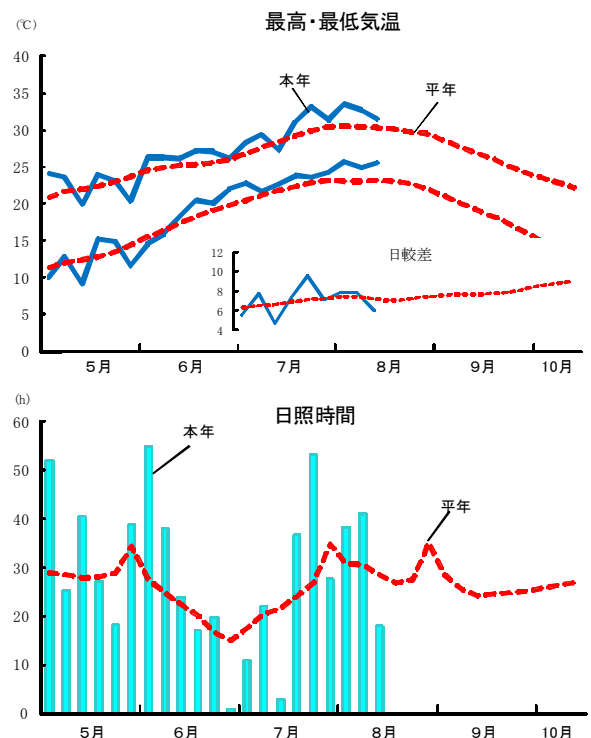
このため、草丈は平年並みであったものの、茎数はやや少なくなり、生育の良否は「やや不良」となっています。

2 出穂期

出穂最盛期は8月9日で平年に比べて3日、出穂の遅かった前年に比べて5日早くなりました。

8月15日現在では約7割弱（前年約6割弱）が出穂を終えています。

水稻生育期間の半月別気象グラフ



用語解説

活着

植え付けた苗から新根が発根して、それらが伸び始めることをいいます。

出穂(しゅっすい)

穂先が葉しようから現れたものを出穂といい、出穂すると思われる全茎数の出穂済面積割合が50%に達した期日を、出穂最盛期といいます。

分けつ

いね科の植物は茎の下位に、節間のつまった多くの節があり、各節の葉腋(ようえき)に芽を生じ、これが生長して新しい茎となり次々と増加していきます。この様子を「分けつ」といいます。

生育の良否(平年比較の場合)

生育の状況を表す方法で、良否は、草丈の長短、茎数の多少、生育の遅速などを総合的にみて、これを平年に比べて良、やや良、平年並み、やや不良、不良で表します。

【利用上の注意】

作柄表示地帯に含まれる市町

東 部：下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

西 部：下関市、宇部市、山口市、防府市、美祢市、山陽小野田市

長 北：萩市、長門市、阿武町

水稻調査結果の利活用

- ・ 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき毎年定めることとされている米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針、及び米穀の需給見通しのための基礎資料として利活用されています。
- ・ 「食料・農業・農村基本計画」における生産数量目標の策定及び達成状況の確認のための基礎資料として利活用されています。
- ・ 農業災害補償法に基づく農作物共済事業において共済基準収穫量算定のための基礎資料として利活用されています。
- ・ 水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)において収入減少影響緩和交付金算定のための基礎資料として利活用されています。

※ 次回(もみ数確定期)の公表は9月下旬頃の予定で、作況指数を発表します。

お問い合わせ先：中国四国農政局山口農政事務所 統計部
生産流通消費統計課
TEL (083) 922-5479 (直通)

この農林水産統計は中国四国農政局のホームページの → 統計情報 ・ 各種統計 でご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp/chushi/info/index.html>

米トレーサビリティ法がスタートします！

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

情報の記録(平成22年10月1日から)

米のトレーサビリティ確保のため、米穀等を取引・移動・廃棄などを行った場合に、その内容についての記録を作成・保存すること(保管期間は3年間)。

産地情報の伝達(平成23年7月1日から)

消費者が産地情報を入手できるよう、指定米穀等を取引する際に、その米穀や原料に用いられている米穀の産地を相手先に伝達すること。

詳しくは最寄りの農政事務所へお問い合わせください。

中国四国農政局山口農政事務所

食糧部計画課 083-922-3308 地域第一課 0838-22-0955

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html 地域第二課 0833-92-2120 地域第三課 0836-73-1937